岡山県地域防災計画（素案）

（原子力災害等対策編）

新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	修正理由
		目次 （略） 第２章　原子力災害対策 （略） 　第２節　原子力災害事前対策 （略） 　　第５項　原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官（島根担当）との連携 （略） 本文 **第１章　総　論** **第１節　総　則** （略） **第６項　防災関係機関の事務又は業務の大綱** （略） **１　県** （略）	目次 （略） 第２章　原子力災害対策 （略） 　第２節　原子力災害事前対策 （略） 　　第５項　原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携 （略） 本文 **第１章　総　論** **第１節　総　則** （略） **第６項　防災関係機関の事務又は業務の大綱** （略） **１　県** （略）	人員配置に伴う修正
4	8	（12）緊急時医療活動体制の整備に関すること。	（12）原子力災害医療活動体制の整備に関すること。	用語の整理
		（略） **４　市町** **［鏡野町］** （略）	（略） **４　市町** **［鏡野町］** （略）	
	45	（９）緊急時医療活動の実施及び協力に関すること。	（９）原子力災害医療活動の実施及び協力に関すること。	用語の整理
		（略） **７　指定地方行政機関** （略）	（略） **７　指定地方行政機関** （略）	

		［大阪管区気象台（岡山地方気象台）］	［大阪管区気象台（岡山地方気象台）］	
6	36	気象状況の把握及び通報連絡に関すること。	気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること。	表現の適正化
		（略）	（略）	
		第２章　原子力災害対策	**第２章　原子力災害対策**	
		（略）	（略）	
		第２節　原子力災害事前対策	**第２節　原子力災害事前対策**	
		（略）	（略）	
14	36	**第５項　原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官（島根担当）との連携**	**第５項　原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携**	人員配置に伴う修正
		（略）	（略）	
		２　県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、関係する他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官（島根担当）と密接な連携を図り、実施する。	２　県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、関係する他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施する。	
	44			人員配置に伴う修正
		（略）	（略）	
		第８項　緊急事態応急体制の整備	**第８項　緊急事態応急体制の整備**	
		（略）	（略）	
		２　県本部体制等の整備	**２　県本部体制等の整備**	
		県は、内閣総理大臣が、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合に、知事を本部長とする県本部を迅速・的確に設置・運営するため、県本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。また、必要に応じて、県現地本部についても同様の準備をあらかじめ行う。	県は、内閣総理大臣が、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合に、知事を本部長とする県本部を迅速・的確に設置・運営するため、県本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。また、必要に応じて、県現地本部についても同様の準備をあらかじめ行う。	
19	14	また、県は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備	また、県は、迅速な防護措置の実施が必要となった場合に備	用語の整理

		え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておく。この際の意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。 （略） **第９項　避難受入活動体制の整備** （略） **２　指定避難所等の整備等** （１）指定避難所等の整備	え、防護措置の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておく。この際の意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。 （略） **第９項　避難受入活動体制の整備** （略） **２　指定避難所等の整備等** （１）指定避難所等の整備	用語の整理
22	28	県は、鏡野町に対し、コミュニティセンター等の公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言する。 また、一般の指定避難所では生活することが困難な障害のある人等の要配慮者のため、福祉避難所の指定に努めるとともに、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、受け入れ対象者を特定して公示するよう助言する。	ア　県は、鏡野町に対し、コミュニティセンター等の公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言する。 また、一般の指定避難所では生活することが困難な障害のある人等の要配慮者のため、福祉避難所の指定に努めるとともに、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、受け入れ対象者を特定して公示するよう助言する。	項番の整理
	35	また、県は鏡野町等における指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するよう助言する。 また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において施設の開放を行う担当者をあらかじめ定めておくこと等管理体制を整備しておくよう、平時において助言する。	イ　県は鏡野町等における指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するよう助言する。 また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において施設の開放を行う担当者をあらかじめ定めておくこと等管理体制を整備しておくとともに、発災後速やかに避難者を把握できるよう衛星電話の配備や監視カメ	項番の整理等
	39			防災基本計画の修正に伴う修正

		なお、指定避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための照明等の設備の整備や必要に応じ電力容量の拡大に努めるよう助言する。	ラの設置に努めるよう、平時において助言する。 なお、指定避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための照明等の設備の整備や必要に応じ電力容量の拡大に努めるよう助言する。	
22	45	県と鏡野町は、感染症対策のため、平時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル、旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。	ウ　県及び鏡野町は、感染症対策のため、平時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル、旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。	項番の整理等
23	5	県は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平時から、自宅療養者等が人形峠環境技術センター周辺地域に居住しているか確認を行うよう努めるとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。 また、鏡野町は、災害時には感染症の濃厚接触者を個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。	エ　県は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平時から、自宅療養者等が人形峠環境技術センター周辺地域に居住しているか確認を行うよう努めるとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。 また、鏡野町は、災害時には感染症の濃厚接触者を個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。	項番の整理
	10	（新　設）	オ　県は、鏡野町に対し、指定緊急避難場所への避難が長時間にわたることも想定し、熱中症対策及び防寒対策として、指定緊急避難場所においてテントや飲料水、防寒具等の備蓄に努めるよう助言する。また、民間施設を指定緊急避難場所として活用する場合は、災害時に空調の確保や避難者への備蓄品の提供等が行われるよう、あらかじめ施設管理者との調整に努めるよう助言する。	防災基本計画の修正に伴う追記
	15	（新　設）	カ　県は、鏡野町に対し、指定緊急避難場所の整備に当たっては、高齢者や障害のある人等の要配慮者が円滑に避難を行えるよう、スロープを設置するなど、バリアフリー環境の整備	防災基本計画の修正に伴う追記

			に努めるよう助言する。	
23	18	（新　設）	キ　県及び鏡野町は、指定避難所について、武力攻撃事態等においても使用可能な場合には使用することを想定するものとする。	防災基本計画の修正に伴う追記
		（略）	（略）	
		３　要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備	**３　要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備**	
		県は、鏡野町に対し、要配慮者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその家族等との連絡体制、安否の確認方法等を整備するよう助言する。 また、鏡野町は、医療・福祉機関との連携の下での要配慮者への速やかな支援のための協力体制の確立を図り、屋内退避施設等を整備するとともに、要配慮者向けの避難先を確保する。 なお、鏡野町は、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮する。 さらに、地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者の支援体制を整備するとともに、要配慮者を助け合える地域づくりを進める。その際、女性の参画の促進に努める。	県は、鏡野町に対し、要配慮者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその家族等との連絡体制、安否の確認方法等を整備するよう助言する。 また、鏡野町は、医療・福祉機関との連携の下での要配慮者への速やかな支援のための協力体制の確立を図り、屋内退避施設等を整備するとともに、要配慮者向けの避難先を確保する。 なお、鏡野町は、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮する。 さらに、地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者の支援体制を整備するとともに、要配慮者を助け合える地域づくりを進める。その際、要配慮者の多様なニーズを反映できるよう、女性や子ども・若者を含め、幅広い住民の参画の促進に努める。	
	36			防災基本計画の修正に伴う修正
		（略）	（略）	
		第 12 項　住民等への的確な情報伝達体制の整備	**第 12 項　住民等への的確な情報伝達体制の整備**	
		（略）	（略）	
		５　県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、ＣＡＴＶ、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送等の活用や、災害情報共有システム（Ｌアラート）等の多様なメディアの活用体制の整	５　県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、ＣＡＴＶ、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。また、県及び鏡野町は、災害情報共有	
27	24			防災基本計画の修正に伴う修正

		備に努める。 （略） **第15項　防災訓練等の実施** **１　訓練計画の策定** （略） （２）県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、原子力災害医療、緊急時モニタリング、住民等避難及び住民等に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。その際、女性の参画の促進に努める。 **２　訓練の実施** （１）要素別訓練等の実施 県は、訓練計画に基づき、国、人形峠環境技術センター等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施する。 （略） **第３節　災害応急対策** （略） **第２項　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保**	システム（Ｌアラート）を通じた災害関連情報等の迅速かつ正確な発信に努める。 （略） **第15項　防災訓練等の実施** **１　訓練計画の策定** （略） （２）県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、原子力災害医療、緊急時モニタリング、住民等避難及び住民等に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。その際、要配慮者の多様なニーズを反映できるよう、女性や子ども・若者を含め、幅広い住民の参画の促進に努める。 **２　訓練の実施** （１）要素別訓練等の実施 県は、訓練計画に基づき、国、人形峠環境技術センター等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施する。 また、県は、その実施する訓練において、国民保護の取組を紹介することや訓練に続けて国民保護訓練を実施することなど、国民保護訓練との連携に留意するものとする。 （略） **第３節　災害応急対策** （略） **第２項　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保**	
29	10			防災基本計画の修正に伴う修正
29	17			防災基本計画の修正に伴う追記

		1　施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 （略） （２）人形峠環境技術センターから警戒事態発生の通報があった場合 ①　人形峠環境技術センターの原子力防災管理者は、鏡野町、鳥取県三朝町において震度６弱以上の地震が発生した場合又は警戒事態に該当する可能性がある事故・故障が発生した場合、直ちに、原子力規制委員会へ連絡するとともに、県、鏡野町、鳥取県、関係県警察本部（岡山、鳥取）、津山圏域消防組合、自衛隊、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官	**1　施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡** （略） （２）人形峠環境技術センターから警戒事態発生の通報があった場合 ①　人形峠環境技術センターの原子力防災管理者は、鏡野町、鳥取県三朝町において震度６弱以上の地震が発生した場合又は警戒事態に該当する可能性がある事故・故障が発生した場合、直ちに、原子力規制委員会へ連絡するとともに、県、鏡野町、鳥取県、関係県警察本部（岡山、鳥取）、津山圏域消防組合、自衛隊、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官	
31	24	（島根担当）等に同時に文書をファクシミリで送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認する。	等に同時に文書をファクシミリで送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認する。	人員配置に伴う修正
		（略） （３）人形峠環境技術センターから施設敷地緊急事態発生の通報があった場合 ①　人形峠環境技術センターの原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後、又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、鏡野町、鳥取県、関係県警察本部（岡山、鳥取）、津山圏域消防組合、	（略） （３）人形峠環境技術センターから施設敷地緊急事態発生の通報があった場合 ①　人形峠環境技術センターの原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後、又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、鏡野町、鳥取県、関係県警察本部（岡山、鳥取）、津山圏域消防組合、	
	39	自衛隊、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官（島根担当）等に同時に文書をファクシミリで送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認する。	自衛隊、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認する。	人員配置に伴う修正
	41	②　原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、内閣府、県、鏡野町、鳥取県、関係県警察本部（岡山、鳥取）に連絡する。また、鏡野町に対し、住民の屋内退避準備を行うよう要請する。	②　原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、施設敷地緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、内閣府、県、鏡野町、鳥取県、関係県警察本部（岡山、鳥取）に連絡する。また、鏡野町に対し、住民の屋内退避準備を行うよう要請する。	用語の整理

32	14	(略) （４）県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値が検出された場合 ①　県は、通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値が検出された場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官（島根担当）に連絡するとともに、人形峠環境技術センターに確認を行う。 (略)	(略) （４）県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値が検出された場合 ①　県は、通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値が検出された場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに、人形峠環境技術センターに確認を行う。 (略)	人員配置に伴う修正
39		**２　応急対策活動情報の連絡** （１）施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ①　人形峠環境技術センターは、県を始め官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、鏡野町、鳥取県、関係県警察本部（岡山、鳥取）、津山圏域消防組合、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官（島根担当）等に施設の状況、人形峠環境技術センターの応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡する。連絡を受けた原子力規制委員会は、現地事故対策連絡会議に連絡する。	**２　応急対策活動情報の連絡** （１）施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ①　人形峠環境技術センターは、県を始め官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、鏡野町、鳥取県、関係県警察本部（岡山、鳥取）、津山圏域消防組合、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官等に施設の状況、人形峠環境技術センターの応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡する。連絡を受けた原子力規制委員会は、現地事故対策連絡会議に連絡する。	人員配置に伴う修正
42		②　県は、国（原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官（島根担当）を含む。）から情報を得るとともに、人形峠環境技術センター等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。 (略) （２）全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡） (略)	②　県は、国（原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、人形峠環境技術センター等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。 (略) （２）全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡） (略)	人員配置に伴う修正

33	17	③　原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官（島根担当）等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに県及び鏡野町を始め人形峠環境技術センター、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行う。	③　原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに県及び鏡野町を始め人形峠環境技術センター、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行う。	人員配置に伴う修正
		（略）	（略）	
		３　一般回線が使用できない場合の対処	**３　一般回線が使用できない場合の対処**	
	24	県は、原子力規制委員会から、衛星電話、電子メール、ＮＥＲＴ等を通じて、原子力災害対策本部の指示等を受けた場合、伝達された内容を周辺市町村に連絡する。地震等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。	県は、原子力規制委員会から、衛星電話、電子メール等を通じて、原子力災害対策本部の指示等を受けた場合、伝達された内容を周辺市町村に連絡する。地震等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。	表現の適正化
		（略）	（略）	
		第３項　活動体制の確立	**第３項　活動体制の確立**	
		１　県の活動体制	**１　県の活動体制**	
		（１）原子力災害対策のための警戒体制	（１）原子力災害対策のための警戒体制	
		（略）	（略）	
		⑥　警戒体制の解除	⑥　警戒体制の解除	
		（略）	（略）	
35	18	ア　県が、関係機関等の意見を踏まえ、事故が終結し、緊急事態応急対策が完了し、又は対策の必要がなくなったと認めたとき。	ア　県が、関係機関等の意見を踏まえ、事故が終結し、応急対策が完了し、又は対策の必要がなくなったと認めたとき。	用語の整理
		（略）	（略）	
		⑦　特別警戒体制の解除	⑦　特別警戒体制の解除	
		（略）	（略）	
	23	ア　県が、関係機関等の意見を踏まえ、事故が終結し、緊急事態応急対策が完了し、又は対策の必要がなくなったと認めたとき。	ア　県が、関係機関等の意見を踏まえ、事故が終結し、応急対策が完了し、又は対策の必要がなくなったと認めたとき。	用語の整理

		（略）	（略）	
		５　自衛隊の派遣要請等	**５　自衛隊の派遣要請等**	
		知事は、原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は鏡野町長から要請の要求があった場合は、直ちに陸上自衛隊中部方面総監に対し派遣を要請する。	知事は、原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は鏡野町長から要請の要求があった場合は、直ちに陸上自衛隊中部方面総監に対し派遣を要請する。	
39	30		災害派遣は、都道府県知事などが、災害に際し、防衛大臣又は防衛大臣の指定する者へ部隊等の派遣を要請し、要請を受けた防衛大臣などが、三要件（緊急性、非代替性、公共性）を総合的に勘案して判断し、やむを得ない事態と認める場合に部隊等を派遣することを原則としている。 ・緊急性：状況から見て差し迫った必要性があること ・非代替性：自衛隊の部隊等が派遣される以外に他に適切な手段がないこと ・公共性：公共の秩序を維持するという観点において妥当性があること	国助言を踏まえ追記
		（略）	（略）	
		第４項　避難、屋内退避等の防護措置	**第４項　避難、屋内退避等の防護措置**	
		１　避難、屋内退避等の防護措置の実施	**１　避難、屋内退避等の防護措置の実施**	
42	4	（１）県は、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合は、その指示に従い、鏡野町に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。 また、県は、住民の安全確保のために必要と認めるときは、独自の判断に基づき鏡野町に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示等の助言等必要な緊急事態応急対策を実施する。	県は、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合は、その指示に従い、鏡野町に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。 また、県は、住民の安全確保のために必要と認めるときは、独自の判断に基づき鏡野町に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示等の助言等必要な緊急事態応急対策を実施する。	項番の整理
	10	（新　設）	（１）屋内退避	防災基本計画の修正

			屋内退避は、被ばくを低減するために、自宅等の屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動等は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものとする。 ①　国が、原子力施設の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断し、一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うこととした場合は、県は、鏡野町に対し、住民等に対する注意喚起等の連絡を実施する。 ②　屋内退避の継続の判断は、国が県及び鏡野町と緊密な連携を行いながら、屋内退避実施後３日目を目安として行い、それ以降は日々行うこととされている。県は、鏡野町と連携の上、屋内退避中の生活の維持の状況について情報収集し、屋内退避の継続又は避難への切替えについて国へ意見を述べるものとする。 なお、屋内退避から避難への切替えにより避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じることから、切替え等の判断は慎重に行い、屋内退避を継続することが基本とされていることに留意する。 ③　原子力施設から新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認され、国が屋内退避の解除を行った場合は、県は、鏡野町に対し、住民等に対する周知等の連絡を実施する。	に伴う追記
42	28	（新　設） （２）県は、住民等の避難誘導に当たっては、鏡野町に協力し、指定避難所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報等その他の避難に資する情報の提供に努	（２）避難 ①　県は、住民等の避難誘導に当たっては、鏡野町に協力し、指定避難所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報等その他の避難に資する情報の提供に努	項番の整理 項番の整理

		める。	める。	
42	32	（３）鏡野町は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、県の協力を得て、戸別訪問、指定避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認し、原子力災害対策本部等に対しても情報提供する。	②　鏡野町は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、県の協力を得て、戸別訪問、指定避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認し、原子力災害対策本部等に対しても情報提供する。	項番の整理
	35	（４）鏡野町は、災害の予測規模等に鑑み、鏡野町外への住民等の避難が必要と判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。県は、鏡野町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、県は、鏡野町から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。	③　鏡野町は、災害の予測規模等に鑑み、鏡野町外への住民等の避難が必要と判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。県は、鏡野町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、県は、鏡野町から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。	項番の整理
	43	（５）県は、鏡野町と連携し、避難者が家庭動物と同行避難した際の措置について留意する。	④　県は、鏡野町と連携し、避難者が家庭動物と同行避難した際の措置について留意する。	項番の整理
		（略）	（略）	
		第８項　救助・救急、消火及び医療活動	**第８項　救助・救急、消火及び医療活動**	
		（略）	（略）	
		２　医療活動	**２　医療活動**	
		（略）	（略）	
		（６）現地医療班等は、必要に応じて高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院を中心に、各医療機関から派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チーム等の指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、人形峠環境技術センター等と連携して、	（６）現地医療班等は、必要に応じて高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院を中心に、各医療機関から派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チーム等の指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、人形峠環境技術センター等と連携して、	

48	29	災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ、治療を行う。また、コンクリート屋内退避所、指定避難所における住民等の健康管理を行う。 　また、現地医療班等は、国の原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性のある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援する。	災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ、治療を行う。また、コンクリート屋内退避所、指定避難所における住民等の健康管理を行う。 　また、現地医療班等は、国の原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性のある被ばく傷病者等の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援する。	表現の適正化